

2022 改正点 履行法 保証金の供託時期 《#743》

【問】 正誤をつけよ。

宅地建物取引業者Aが自ら売主として、宅地建物取引業者でない買主Bに新築住宅を販売する場合に、住宅販売瑕疵担保保証金の供託をするときは、基準日までに住宅販売瑕疵担保保証金を供託しなければならない。

【答え】 誤り

《ポイント》 基準日【★基礎必須】

住宅販売瑕疵担保保証金の供託は、基準日から3週間を経過する日までの間に、しなければならない。

⇒ 要は、届出をする日までに供託をすればよいということ